

令和8年度「犬のしつけ方教室」春期教室受講者募集

※秋期教室もあります。

受講受付期間 3月19日(木)～4月10日(金)
 受講料 5,000円
 (動物愛護会年会費1,000円を含む)

募集人員 30人(申し込み順)
 主催 長野県動物愛護会佐久支部
 受講資格 ●市町村へ登録済の犬
 ●元気で動ける犬
 ●狂犬病予防注射実施済の犬
 ●混合ワクチン接種済の犬
 ●全課程に参加できる犬および飼育者
 ●動物愛護会佐久支部の会員(受講当日に入会可)

教室の内容 学科講習 犬に関する知識・しつけのポイントなど
 実技講習 飼い主にとってのぞましい行動を増やしていくしつけ

| 講習内容 | 日 | 時 | 場所 |
|---------------|----------|----------------|-------------------|
| 学科講習 (開講式) | 4月19日(日) | 9:30～ 12:00 | 佐久合同庁舎 401号会議室 |
| 実技講習 (閉講式) | ① | 4月26日(日) | 佐久合同庁舎 駐車場 |
| | ② | 5月10日(日) | |
| | ③ | 5月17日(日) | |
| | ④ | 5月24日(日) | |
| | ⑤ | 5月31日(日) | |



申し込み・問い合わせ先 長野県動物愛護会佐久支部事務局(佐久保健福祉事務所内) 0267(63)4191

住民税非課税世帯の皆さまへ

御代田町エアコン購入等助成金のご案内

町民の生命と健康を守るための生活環境整備を目的とし、住民税均等割非課税世帯に対して、エアコン購入設置の費用の一部を補助します。

支給対象世帯

次の①②両方に該当する方

- 申請時点で御代田町住民基本台帳に記載されており、世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯主(申請日が6月30日までの場合は令和7年度の課税状況、7月1日以降は令和8年度の課税状況を確認します)。
- 居住する住宅に稼働可能なエアコンがない世帯
 ※以下の場合には①②の条件を満たしても対象外です。

- ・介護保険施設等に入所の場合
- ・課税されている者と同居している場合(課税者と世帯分離している場合を含む)
- ・同一住宅に居住する複数の世帯からの申請
- ・借家、アパート等で建物所有者以外が設置する場合で建物所有者の同意を得ていない場合

助成金額 1世帯あたり設置費用の2/3(上限48,000円)

対象器具 壁掛け型エアコン、床置き型エアコン、ウインドエアコン、ポータブルエアコン、電気冷風機(充電式のを除く)

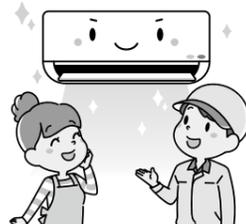
申請期間 4月1日(水)～9月30日(水)

- 申請の流れ ①事前相談(申請者)⇒②交付申請(申請者)⇒③書類審査、交付決定(町)⇒④エアコン購入設置(申請者)⇒⑤実績報告、交付請求(申請者)⇒⑥補助額確定、支払い(町)⇒⑦補助金受領(申請者)

エアコン設置後の申請は認められません。

詳細は町ホームページでご確認ください。

問い合わせ先 保健福祉課福祉係(32)6522



令和8年度 狂犬病予防集合注射の実施について

犬を飼われている皆さまには、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けさせる義務(狂犬病予防法)があります。次の日程により狂犬病予防注射を実施しますので、都合の良い会場へお出かけください。当日は未登録犬の登録申請も同時に受け付けます。



※予防注射対象犬で、健康に異常のある場合や過去に狂犬病予防接種後に異常を起こしたことがある犬、高齢犬の場合等は獣医師に相談し、必要に応じて動物病院で接種してください。

注射を受ける際には、送付されたハガキと料金を持参してください。

1頭当たり ◆注射料 ①3,600円 ◆新規登録料 ②3,000円

(新規登録および注射 ①+②=6,600円) おつりのないようご協力をお願いします。

| 4月7日(火) | 時間 | 4月8日(水) | 時間 |
|-------------------|-------------|-------------------------------|-------------|
| 面替公民館 | 8:50～9:00 | 三ツ谷地区世代間交流センター | 8:50～9:05 |
| 豊昇地区 世代間交流センター | 9:10～9:15 | 一里塚地区世代間交流センター | 9:15～9:30 |
| 旧豊昇第2公民館跡 | 9:25～9:30 | 清方地区世代間交流センター | 9:40～9:45 |
| 広戸ごみ集積所前 | 9:40～9:45 | 塩野地区世代間交流センター | 9:55～10:15 |
| 草越公民館 | 9:55～10:10 | 塩野コミュニティセンター | 10:25～10:35 |
| 旧向原公民館 | 10:20～10:45 | 寺沢集会所 | 10:45～10:50 |
| 雪窓公園球場入口 | 10:55～11:20 | 馬瀬口長泉寺 | 11:00～11:10 |
| 荒町公民館 | 13:10～13:20 | 旧馬瀬口分団消防第1器具置場前 (大東建託前交差点) | 13:10～13:15 |
| 上宿公民館 | 13:30～13:35 | 桜ヶ丘遠藤商店南 | 13:25～13:35 |
| 小田井地区 世代間交流センター | 13:45～13:50 | 西軽井沢公民館 | 13:45～14:00 |
| 旧児玉公民館 | 14:00～14:05 | 西軽井沢住宅団地集会所 | 14:10～14:20 |
| 平和台公民館 | 14:15～14:25 | 役場前 | 14:30～14:50 |
| 龍神の杜公園駐車場(公園トイレ裏) | 14:35～14:50 | 4月9日(木) | 時間 |
| 役場前 | 15:00～15:20 | 旧JA佐久浅間伍賀店 | 8:50～9:10 |
| | | 上宿公民館 | 9:20～9:30 |
| | | 旧JA佐久浅間小沼店 | 9:40～9:55 |
| | | 役場前 | 10:05～10:30 |

問い合わせ先 町民課環境衛生係(32)3114

犬の飼い方のマナーについて

今年も犬の飼い方やフンの始末について苦情や相談が寄せられています。マナーを正しく守り、周辺住民の迷惑にならないようにしましょう。



放し飼いをしない

放し飼いは、県条例によって禁止されています。放し飼いで、他人に迷惑をかけることはもちろん、犬が交通事故にあう可能性もあります。犬をつなぐ鎖やひもは丈夫なものを選び、ゲージや檻で飼う場合は高さや強度に注意して犬が逃げ出さないようにしてください。また、散歩の際はリードをしっかり握りましょう。

◎鑑札と注射済票の装着は飼い主の義務です

犬が迷子になって保護された場合、鑑札と注射済票の番号から飼い主が分かり、飼い主に返還することができますので、首輪など見えやすい位置に装着してください。

フンの後始末をしっかりと行う

犬のフン・尿の後始末は飼い主の皆さんの責任です。散歩をするときは、スコップとフンを持ち帰る袋を携帯し、必ず持ち帰って適正に処理してください。

※飼い犬の住所などに変更があった場合や死亡した場合は、必ず町民課環境衛生係へ届出をしてください。死亡の届出は二次元コードからも行えます。



問い合わせ先 町民課環境衛生係(32)3114